

法 規 12 問 } 24 問 1 時間
無線工学 12 問

法

規

〔1〕 免許人が、無線設備の変更の工事の許可を受けた後、許可に係る無線設備を運用するためには、総務省令で定める場合を除き、どのようなことが必要か、次のうちから選べ。

1. あらかじめ運用の許可を受けなければならない。
2. 検査に合格した後、運用開始の期日を届け出なければならない。
3. 当該工事の結果が許可の内容に適合している旨を届け出なければならない。
4. 検査を受け、当該工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。

〔2〕 無線局の免許状に記載される事項でないものは、次のどれか。

1. 空中線電力
2. 無線局の種別
3. 運用許容時間
4. 工事落成の期限

〔3〕 電波法に規定する「無線設備」の定義は、次のどれか。

1. 無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
2. 無線電信、無線電話その他電波を送るための通信設備をいう。
3. 無線電信、無線電話その他の設備をいう。
4. 電波を送るための電氣的設備をいう。

〔4〕 次の文は、無線従事者になろうとする者に関する電波法の規定であるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線従事者になろうとする者は、総務大臣の を受けなければならない。」

1. 免許
2. 許可
3. 承認
4. 登録

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、空中線電力 100 ワット以下の陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる周波数の範囲は、次のどれか。

1. 21 メガヘルツ以上
2. 1,215 メガヘルツ以上
3. 4,000 キロヘルツ以上
4. 25,010 キロヘルツ以上

〔6〕 無線従事者がその免許証の訂正を受けなければならないのはどのような場合か、次のうちから選べ。

1. 上級の資格の免許を受けるとき。
2. 本籍の都道府県を変更したとき。
3. 氏名に変更を生じたとき。
4. 住所を変更したとき。

法

〔7〕 次の文は、時計、業務書類等の備付けに関する電波法の規定であるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局には、正確な時計及び 、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。」

1. 免許人の氏名又は名称を証する書類
2. 監視装置
3. 無線検査簿
4. 無線機器仕様書

〔8〕 臨時検査（電波法第73条第4項の検査）において検査されることがあるのは、次のどれか。

1. 無線従事者の知識及び技能
2. 無線従事者の資格及び員数
3. 無線従事者の勤務状況
4. 無線従事者の業務経歴

〔9〕 免許人（包括免許人を除く。）が不正な手段により無線設備の変更の工事の許可を受けたとき、その無線局についてどのような処分を受けることがあるか、次のうちから選べ。

1. 運用の停止
2. 周波数の制限
3. 免許の取消し
4. 運用許容時間の制限

規

〔10〕 無線従事者が電波法に違反したとき、総務大臣から受けることがある処分は、次のどれか。

1. 無線設備の操作範囲の制限
2. 1年間の無線局の運用停止
3. 6か月間の業務の従事停止
4. 3か月以内の業務の従事停止

〔11〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任したときは、電波法の規定により、どのような手続をとらなければならないか、次のうちから選べ。

1. 遅滞なくその旨を届け出る。
2. 10日以内にその旨を報告する。
3. 速やかに総務大臣の承認を受ける。
4. 適当な時期に連絡する。

〔12〕 免許人は、免許状に記載された事項に変更を生じたときは、どのようにしなければならないか、次のうちから選べ。

1. 直ちに届け出る。
2. その旨を報告する。
3. 再免許を申請する。
4. 免許状の訂正を受ける。